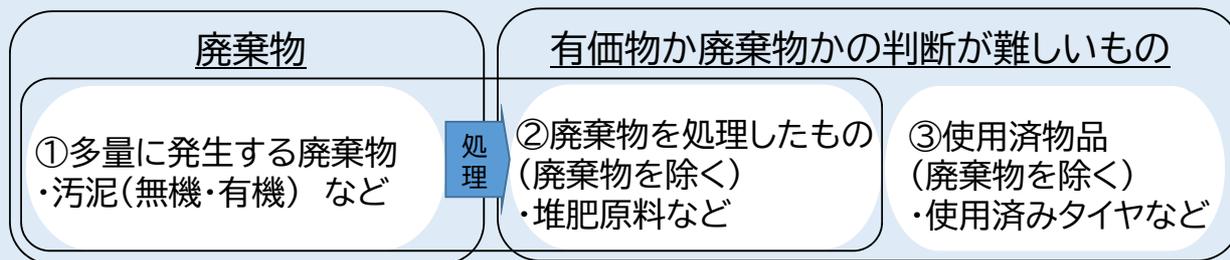
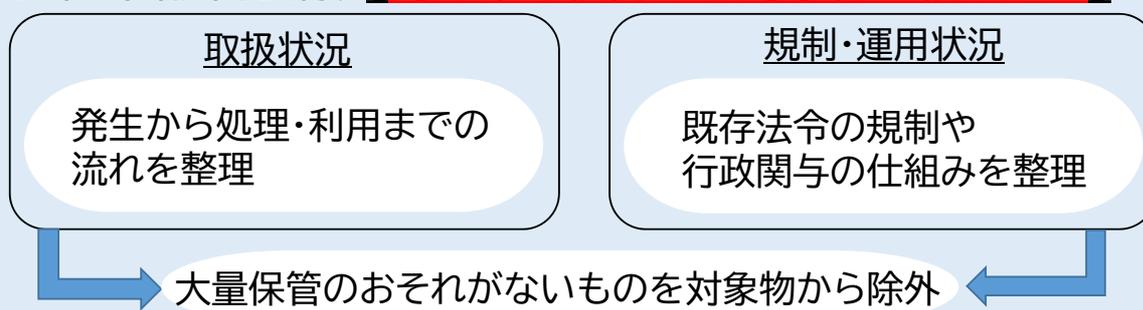


前回までの検討会(廃棄物関係)

○第1回検討会議:【対象物の洗い出し】



○第2回検討会議:【対応策を検討する対象物の絞り込み】



1

前回検討会のまとめ I (対象物の絞り込み)

	対象物 (下線付を除外)	規制 運用	大量保管	
			要因	影響
①多量に発生する廃棄物 (混合廃棄物を含む)	無機性汚泥	×	処理が進まず、事業場外に保管	水質
	有機性汚泥	×	処理後堆肥原料を熟成等のため保管	悪臭、水質
	家畜ふん尿	○	—	—
	動植物性残渣	×	処理後堆肥原料を熟成等のため保管	悪臭、水質
	木くず	×	処理後チップを燃料需要に応じ保管	悪臭、水質 火災
	がれき類	○	—	—
(②処理したもの)	ガラスくず・ 陶磁器くず・ コンクリートくず	×	処理後建設資材等を需要に応じ保管	景観
	廃プラスチック類	×	処理後物を輸出滞りにより保管	景観、火災
③使用済み物品 (廃棄物を除く)	使用済みタイヤ、 プラスチック製品、 金属製品等	×	輸出滞りにより保管	騒音、景観 火災

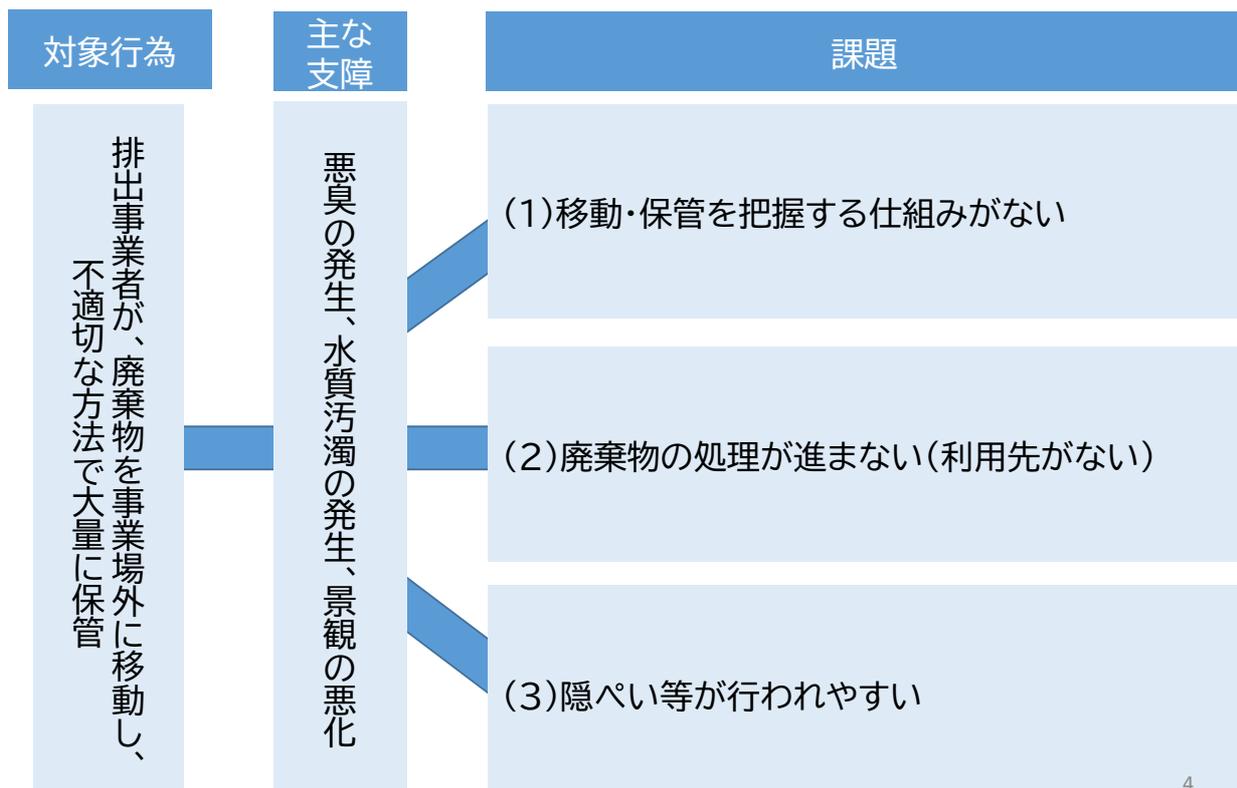
2

前回検討会のまとめⅡ (対象物と対象行為)

	対象物	対象行為	今回の議題	
①	多量に発生する 廃棄物 (混合物を含む)	排出事業者による 事業場外への 移動や保管		① ② ③ ごとに課題を整理
②	廃棄物を 処理したもの (廃棄物を除く)	処理業者や利用者等 による移動や保管		
③	使用済物品 (廃棄物を除く)	回収業者による 保管・処理		

3

①排出事業者の事業場外への移動・保管に係る課題



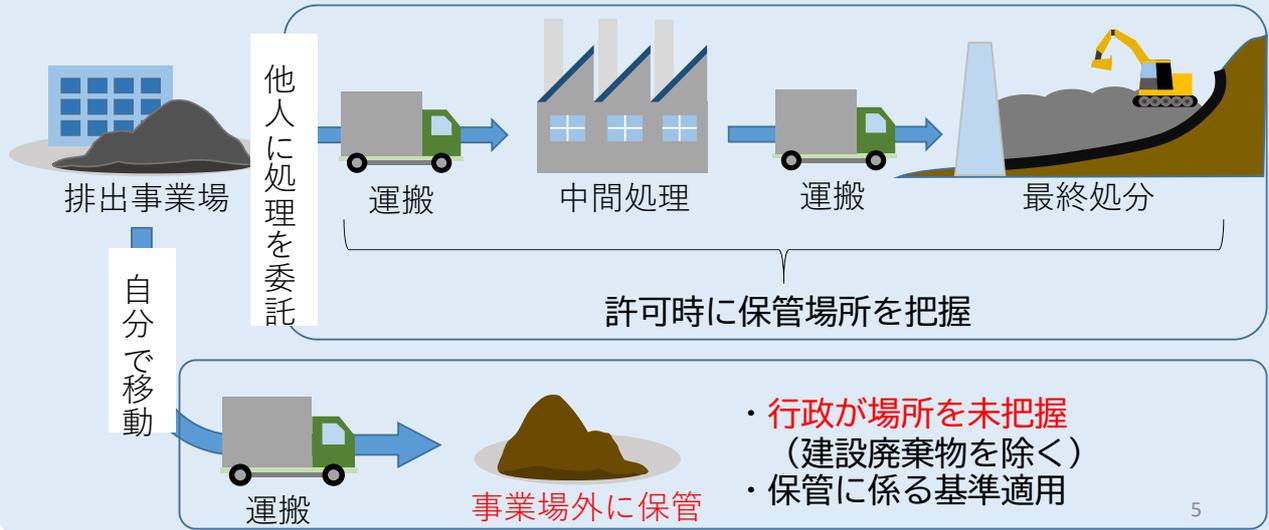
4

排出事業者の事業場外への移動・保管に係る課題(1)

(1)移動・保管を把握する仕組みがない

【背景】

・排出事業者の事業場外での保管は、一部の廃棄物を除き、行政が把握する仕組みがない。



排出事業者の事業場外への移動・保管に係る課題(2)

(2)廃棄物の処理が進まない

【背景】

・最終処分の費用は高く、再生処理の利用先は限られる。

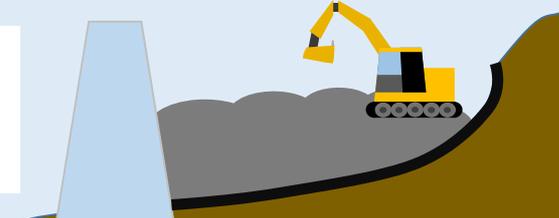
無機性汚泥 年3万t発生

再生処理



- ・費用が安い 約1.3万円/t
- ・利用先が限られる

最終処分



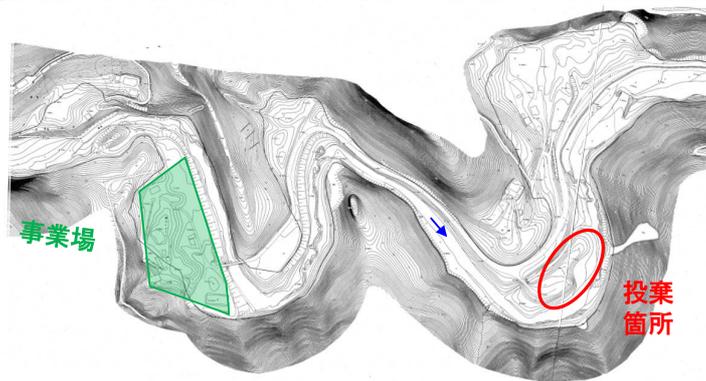
- ・費用が高い 約3.3万円/t

排出事業者の事業場外への移動・保管に係る課題(3)

(3)隠ぺい等が行われやすい

【背景】

- ・廃棄物は、処理に費用がかかる一方、利益を生み出さないため、ぞんざいに扱われ、不適正な処理が行われやすい。
- ・事例2(第1回検討会)では、事業場内で保管していた無機性汚泥を、人目のつかない河川に投棄。



7

②処理業者や利用者等による移動・保管に係る課題

対象行為	主な支障	課題
廃棄物の処理業者や、処理したものの利用者が 不適切な方法で大量に保管	悪臭の発生、水質汚濁の発生、 景観の悪化、火災の発生	(1)移動・保管を把握する仕組みがない
		(2)保管などの基準がない
		(3)行政権限がない
		(4)隠ぺい等が行われやすい

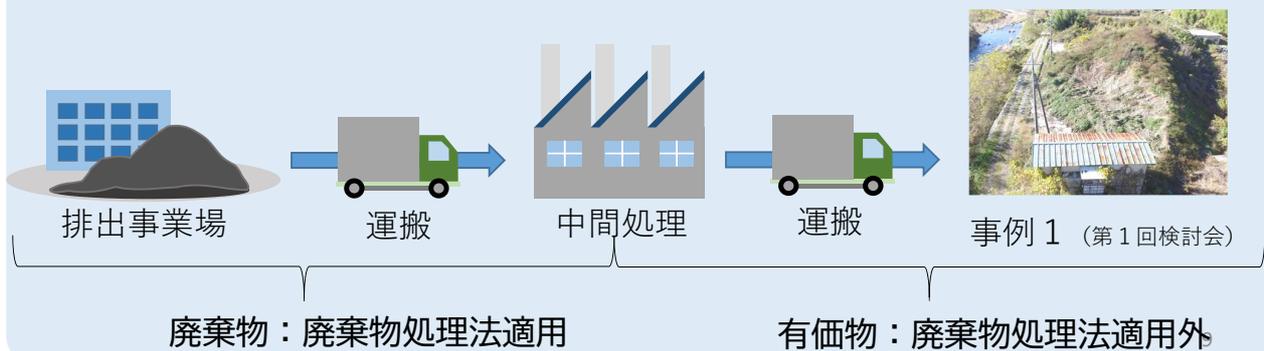
8

処理業者や利用者等による移動・保管に係る課題(1)

(1)移動・保管を把握する仕組みがない

【背景】

- ・堆肥原料などの廃棄物を処理したもの(廃棄物を除く)は、不適切な保管によって、汚水や悪臭の発生など、環境への影響を生じるおそれがある。
- ・しかし、有価物であるため、廃棄物処理法の適用を受けず、許可などがなくても、取り扱うことができる。



処理業者や利用者等による移動・保管に係る課題(2)

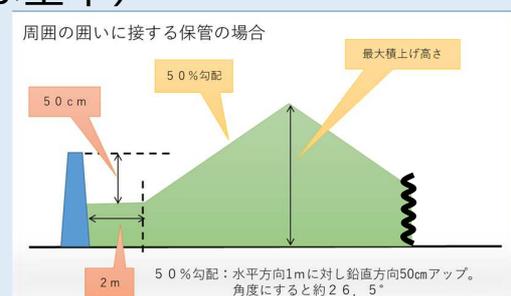
(2)保管などの基準がない

【背景】

- ・堆肥原料など、廃棄物を処理したもの(廃棄物を除く)は、有価物であるため、廃棄物処理法の適用を受けない。
- ・そのため、廃棄物のように、保管に係る基準がなく、不適切な保管につながる場合がある。

(参考 廃棄物処理法 保管に係る主な基準)

- ・囲いの設置
- ・排水溝等設置、床面を不浸透性材料で被覆
- ・決められた高さを超えないようにすることなど



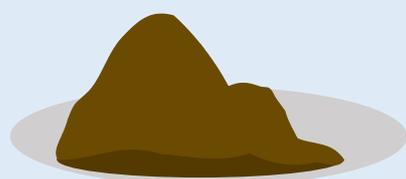
処理業者や利用者等による移動・保管に係る課題(3)

(3)行政権限がない

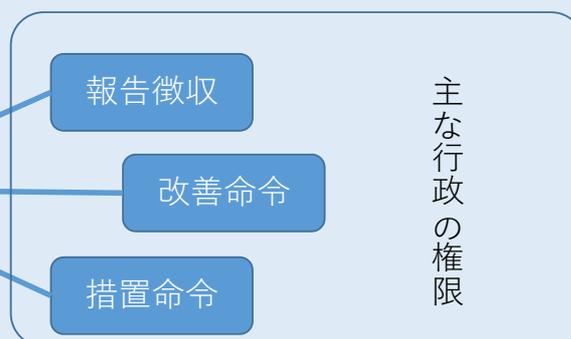
【背景】

- ・堆肥原料など、廃棄物を処理したものは、不適切な保管によって、汚水や悪臭の発生など、環境への影響を生じるおそれがある。
- ・しかし、有価物であるため、事業者が不適切な保管を行っている場合でも、根拠をもって改善させる権限が行政にない。

(参考 廃棄物の場合)



廃棄物の不適切な保管等



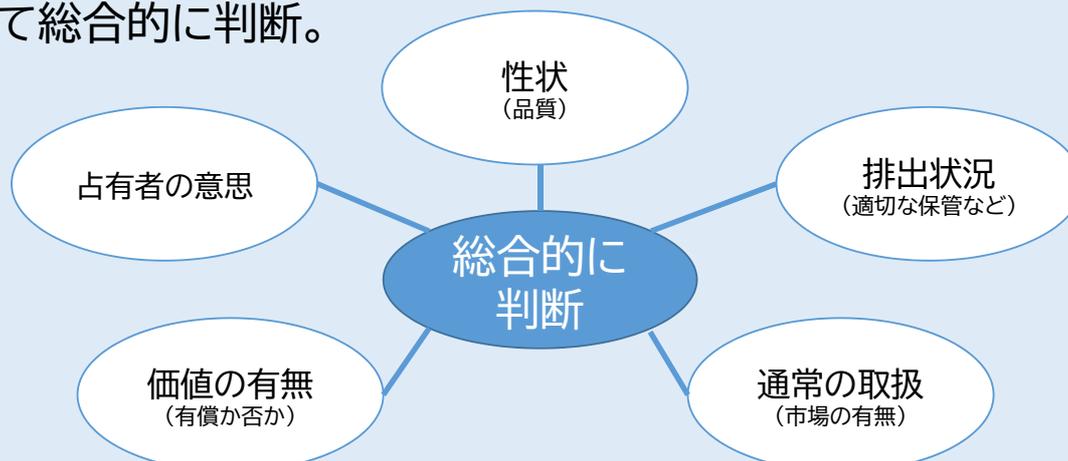
11

処理業者や利用者等による移動・保管に係る課題(4)

(4)隠ぺい等が行われやすい

【背景】

- ・廃棄物処理法の厳しい規制を逃れるため、実際には価値のないものであっても有価物として偽装。
- ・廃棄物かどうかは、単に有害か否かだけでなく、5つの要素を考慮して総合的に判断。



12

③回収業者による保管・処理に係る課題

対象行為	主な支障	課題
<p>回収業者が収集した使用を終了した物品(廃棄物を除く)が、輸出の停滞、価値の低下等により大量に保管、処理</p>	<p>騒音、水質汚濁の発生、景観の悪化、火災の発生</p>	<p>(1)移動・保管を把握する仕組みがない</p> <p>(2)保管などの基準がない</p> <p>(3)行政権限がない</p> <p>(4)隠ぺい等が行われやすい</p>

13

回収業者による保管・処理に係る課題(1)

(1)移動・保管を把握する仕組みがない

【背景】

・使用済物品(廃棄物を除く)が収集されたヤードでは、破碎などの処理過程で騒音発生、機器に含まれる油による水質汚濁や土壌汚染、無秩序な堆積による景観の悪化、堆積物からの火災の発生など、環境への影響を生じるおそれがある。

・一方、使用済物品(廃棄物を除く)のうち、一部の家電製品(※)を除き、廃棄物処理法の適用を受けず、行政が移動や保管を把握する仕組みがない。

(※)有害使用済機器(32品目)

14

(参考)廃棄物処理法 有害使用済機器 1

○有害使用済機器

対象品目* 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に指定されている4品目と使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)に指定されている28品目が対象品目となります。(附属品含む)

家電 リサイクル法 対象品目 (4品目)	 テレビ	 冷蔵庫・冷凍庫	 洗濯機・衣類乾燥機	 エアコン	
	 ジャー炊飯器	 ヘアドライヤー	 扇風機	 携帯電話端末	 プリンター
小型家電 リサイクル法 対象品目 (28品目)	 ゲーム機	 ノートパソコン	 電話機	 電卓	 デジタルカメラ

ファクシミリ、PHS・スマートフォン、ラジオ、ビデオカメラ・DVDレコーダー、デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセット、パーソナルコンピュータ、磁気ディスク装置・光ディスク装置、ディスプレイ、電子書籍端末、電動ミシン、電気グラインダー・ドリル、ヘルスマーター、電動式吸入器、フィルムカメラ、電子レンジ、電気除湿器、電気アイロン・掃除機、電気こたつ・電気ストーブ、電気かみそり、電気マッサージ器、ランニングマシン、電気芝刈機、蛍光灯器具、電子時計、電子楽器 等

*家庭用機器との差異について、現場での判断が容易ではないもの限り業務用機器においても対象となります。

出典：環境省 15

回収業者による保管・処理に係る課題(2)

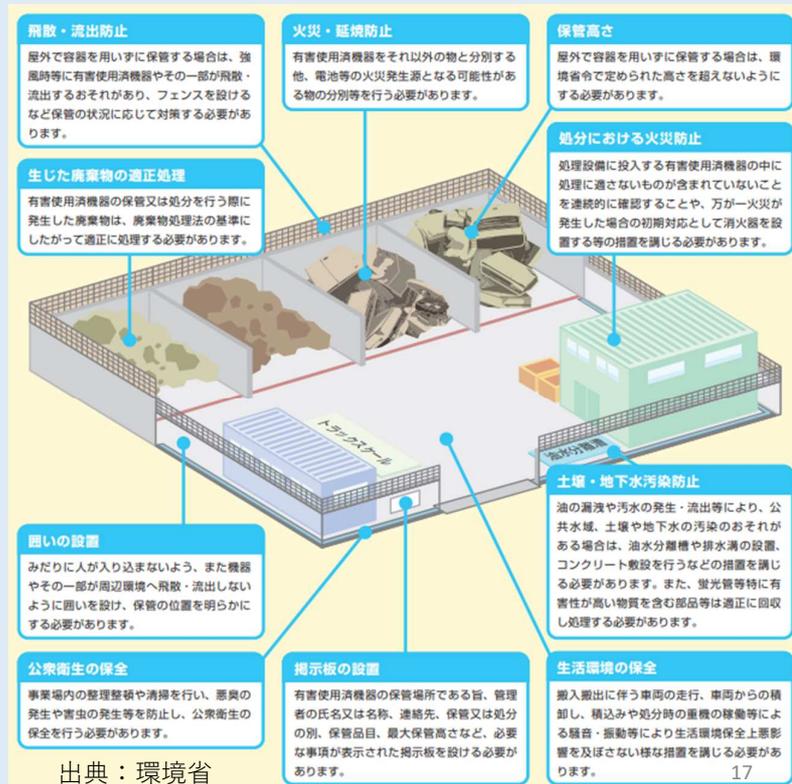
(2)保管などの基準がない

【背景】

- ・使用済物品(廃棄物を除く)は、有害使用済機器を除き、廃棄物処理法の適用を受けないため、保管に係る基準がない。
- ・そのほかにも、使用済物品の保管について規制する法律等はなく、不適切な保管につながる。

(参考)廃棄物処理法 有害使用済機器の保管2

○有害使用済機器 保管に係る基準



回収業者による保管・処理に係る課題(3)

(3)行政権限がない

【背景】

・有害使用済機器を除き、廃棄物処理法の適用を受けない。そのため、事業者が不適切な保管を行っている場合でも、根拠をもって改善させる権限が行政にない。

(参考 廃棄物処理法 有害使用済機器に係る行政の権限)

・廃棄物と同様、報告徴収、改善命令、措置命令等が可能。

回収業者による保管・処理に係る課題(4)

(4)隠ぺい等が行われやすい

【背景】

・使用済み物品(廃棄物を除く)は、有価物として収集されているが、金属だけ抜き取った後に不要物を捨てるなど、不適切な処理が行われた事例がある。



無許可の廃棄物回収業者によって回収された廃家電や粗大ごみが、不法投棄された事例が報告されています。



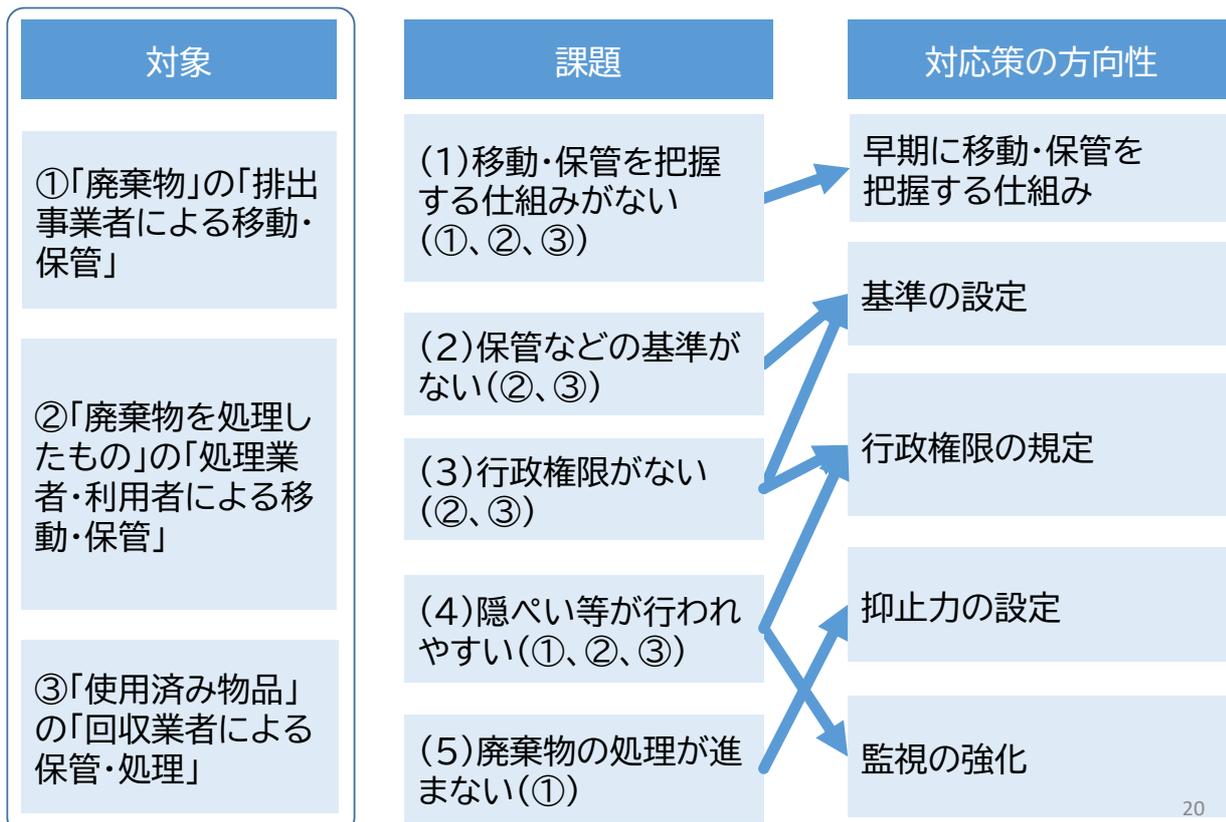
環境対策を行わずに廃家電を破壊することで、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出されます。



廃家電は電池やプラスチックを含むため、発火・延焼の危険性があり、不適正な管理による火災が発生しています。

出典：環境省 19

対応策の方向性



ご意見を伺いたい点

1. 各対象行為について、抽出した課題は妥当か。他に検討すべき課題はあるか。
2. 対応策の方向性は妥当か。他に検討すべき方向性はあるか。
3. 対応策を具体化する際に、留意する点は何か。